

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電話網移行円滑化委員会
利用者保護ワーキンググループ（第4回）議事録

1. 日時 平成28年10月25日（火） 9:59～11:22

2. 場所 総務11階 第3特別会議室

3. 出席者

① 電話網移行円滑化委員会利用者保護ワーキンググループ構成員

酒井 善則 主査、大谷 和子 主査代理、長田 三紀 委員（以上、3名）

② 関係団体・企業

日本電信電話株式会社 北村 亮太 経営企画部門担当部長（統括）

東日本電信電話株式会社 飯塚 智 経営企画部営業企画部門長

西日本電信電話株式会社 重田 敦史 経営企画部担当部長

（一社）情報サービス産業協会 藤野 裕司 EDIタスクフォース座長

（一社）全国銀行協会 前田 航希 事務委員長行

（一社）電子情報技術産業協会 佐藤 広隆 ECセンター情報技術委員会委員長

（一社）日本クレジット協会 竹内 伸介 業務企画部主任

（一社）日本民間放送連盟 川島 修 株式会社エフエム東京総務局技術部長

総合警備保障株式会社 佐藤 正勝 開発企画部技術調査課長

全国中小企業団体中央会 庄山 浩司 政策推進部副部長

③ 総務省

巻口 電気通信事業部長、秋本 総合通信基盤局総務課長、竹村 事業政策課長、
安東 事業政策課調査官、宮野 事業政策課課長補佐、影井 事業政策課課長補佐、
藤野 料金サービス課長、柳迫 料金サービス課課長補佐、徳光 消費者行政第一課
長

4. 議題

(1) INSネット（ISDNデジタル通信モード）終了に伴う対応について

(2) その他

○酒井主査　それでは、本日は、皆様、お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。

そろそろ時間ですので、ただいまから情報通信審議会　電気通信事業政策部会　電話網移行円滑化委員会　利用者保護ワーキンググループ（第4回）を開催いたします。

まず事務局のほうから配付資料の確認をお願いいたします。

○宮野事業政策課補佐　それでは、配付資料の確認をいたします。本日の配付資料は、議事次第に記載しておりますとおり、資料利4-1から利4-3、参考資料4-1と4-2、そして委員限りの机上配付資料「NTT東日本・西日本のPSTNマイグレーションの推進体制」の計6点となっております。過不足等ございましたら、事務局までお願いいたします。

○酒井主査　それでは、早速議題に入りたいと思います。本日の議題は、INSネットワークのデジタル通信モード終了に伴う対応についてと、これが大きな議題でございます。前回の会合で、NTT東日本・西日本が引き続きINSネットの終了に関する調整を進めていくに当たり留意すべき点と、他事業者によって十分提供されないような電気通信サービスを終了しようとする場合のルール の在り方、これらの要素を含む本ワーキンググループとしてのまとめ案、これを事務局において整理するように依頼しておりましたので、まず事務局のほうから説明いただきまして、その後、NTT及び出席している各関係団体・企業から、前回ワーキンググループ以降の取り組み状況等につきまして、更新、補足がありましたらご発言いただき、その後、委員間での議論とさせていただきます。

では、最初に事務局から4-1と4-2についての説明、お願いいたします。

○宮野事業政策課補佐　それでは、資料利4-1、4-2をお手元にご用意いただきまして、資料4-1の表紙をおめくりいただきたいと思います。

1ページ目につきましては、本ワーキンググループの検討経緯を記載してございます。1つ目、2つ目の白丸においては、ワーキンググループの設置に至る経緯を、そして、3つ目、4つ目の白丸におきましては、前回までにご議論いただいていた検討事項等に加え、本日もご議論いただく内容も含めまして、ワーキンググループの経過ということで記載をしております。

次のページをご覧ください。本ページから6ページ目にかけては、これまでのワ

ワーキンググループにおいてご議論いただいていた5つの検討項目ごとに、上段の青枠に本年7月14日に開催された第1回のワーキンググループ時点におけるNTTの取り組み状況・方針、そして、中段の左、緑の枠にワーキンググループにおける委員からのご指摘事項等のポイント、そして中段の右、オレンジの枠に当該ご指摘事項等に対しますNTTの考え方のポイント、そして下段の赤枠に、こうしたワーキンググループでのこれまでの議論を踏まえ今後の課題として考えられる点を記載しております。

なお、この赤枠の部分が後ほど8ページにおいて説明をいたしますNTTが引き続きINSネット（デジタル通信モード）の終了に関する調整を進めていくに当たり留意すべき点につながっていく部分となっております。

順次要点を絞ってご説明してまいります。本資料中、別紙資料とございますのは、同じく配付しておりますお手元にご用意いただきました資料4-2のことを指してございますので、適宜横に並べてご覧いただきたいと思います。

それでは、検討項目①「代替案等の提供条件の検証」に関する委員からの主なご指摘事項といたしましては、上から2つ目の緑の囲いにごございます「各代替案が有する特徴・課題（品質、初期投資、料金等）」としておりますけれども、これに対する改善策を検討すべきといった事項がございました。

特徴の課題の例を記載いたしました、第2回、第3回のワーキンググループにおいて事務局資料として提出いたしましたけれども、別紙資料の5ページ、6ページにこれら特徴の課題例を記載しておりますので、適宜ご覧いただきたいと思います。

これに対しまして、NTTからは、「ひかり電話データコネク」の利用者端末の相互運用性、あるいはIP-VPNの料金に係る改善策として、端末メーカーへの働きかけ、あるいは、今後の市場動向、利用者ニーズを踏まえ、必要に応じた光IPのサービスラインナップや料金プランの拡充等の検討というものが示されているところでございます。

また一番下の緑の囲いにごございます、現時点において明らかにされていない補完策に係る提供条件に関する早期の確定・公表についてのご指摘があったところでございますが、これらを踏まえまして、下段の赤枠のところ、今後の課題といたしまして、1つ目の矢印にごございますが、各代替案が有する品質・コスト等の課題に対する一層の改善が必要ではないか、2つ目の矢印、利用者において可能な限り追加負担がかからない補完策の提供条件の設定、及び早期の明確化が必要ではないか等の点を挙げております。

次のページをご覧ください。検討項目の②「補完策等の検証環境の提供」という点でございます。これに関します委員からの主なご指摘事項といたしましては、上から3つ目の緑の枠、「地方に拠点を置き、検証環境の利用を希望する利用者の負担などを踏まえた、検証実施場所・時間の拡大を検討すべき」といったものがございました。これに対しましてNTTからは、右の2ポツ目でございますけれども、検証実施の場所・時間の拡大については、今後、利用者からの要望等を踏まえ検討していくといった考え方が示されております。

また緑の上から4つ目の枠でございますけれども、「円滑かつ効率的な検証環境の利用を確保する観点から、検証環境の利用について、早期に量的な見通しを立てるべき」とのご指摘に対しましては、検証済みの端末に関する検証希望に対しては、主要な利用用途・端末に関する検証結果を説明するなどしながら、できる限り効率的に検証を進めるといった考え方が示されているところでございます。

これらを踏まえまして、下段の赤枠のところ、今後の課題といたしまして、利用希望状況や利用見込み、検証実施状況を継続的に把握・進捗管理し、現在の検証環境で可能であるかの確認、検証環境における利便性向上策の積極的な検討を実施することが必要ではないか等の点を挙げております。

次のページをご覧ください。検討項目の③「サービス終了時期・移行スケジュールの策定」についてでございます。これに関しまして委員からの主なご指摘事項といたしましては、上から1つ目の緑の枠、別紙資料の13ページをご覧くださいなのですが、こちらに記載されております第16回委員会及び第1回ワーキンググループにおいて示されたスケジュールよりも詳細化した移行スケジュールの提示といったものに関するご指摘事項がございました。これにつきましては、別紙資料、同じくその次のページとさらにその次のページにありますけれども、別紙資料の14ページから15ページに記載してございます第3回ワーキンググループNTT東日本・西日本提出資料のとおりのお返答があったところでございます。

次に、上から4つ目の緑枠でございますが、業界横断的な調整・対応の必要性につきましては、NTTより業界間での共有が有用とわかった情報の共有、あるいは、各業界団体でも他業界への情報共有が図られるよう働きかけをしていくといった考え方が示されているところでございます。

さらに上から5つ目の緑枠、NTT以外の電気通信事業者が中継網を提供している形

態を踏まえたNTTと他の電気通信事業者間の調整に関するご指摘につきましては、NTTより、今後、他事業者からINSネット（デジタル通信モード）の利用実態等を伺うとともに、他事業者の協力を得て、サービス終了時期等のお知らせ等を行っていくなどの考え方が示されているところでございます。

これらを踏まえまして、下段の赤枠のところ、サービス終了時期の早期公表、各利用業界との調整、連携予定等を含む、より具体的なスケジュールの早期公表が必要ではないか。他事業者や利用団体・企業におけるサービスの利用実態の把握を行い、移行に関してこれらの者と早期に調整・連携を図りつつ、業界横断的な対応を図ることが必要ではないか等の点を挙げております。

次のページをご覧ください。検討項目の④番「周知・移行の促進に向けた対応」についてでございます。これに関する委員からの主なご指摘事項といたしましては、上から2つ目の緑枠、NTT東日本・西日本のほか、大規模法人、業界団体、端末メーカー、S I e r等による周知・移行促進の役割といったご指摘がございました。これに対しまして、NTTからは、INSネット（デジタル通信モード）は、S I e rや警備会社等の企業が自社のサービスとあわせてエンドユーザーとなる利用者へ提供する形態があり、周知・移行促進に当たっては、業界団体や端末メーカー、S I e r等に協力を求めたいとの考え方が示されているところでございます。

さらに上から3つ目の緑枠でございますが、想定されるサービス終了に便乗した消費者被害の防止策・対応策、またINSネット（デジタル通信モード）の利用者以外の者への周知等につきましてのご指摘については、NTTより、サービス終了に便乗した消費者被害の発生防止に向けて、サービス終了時期の公表においては、NTTをかたった不審な電話・訪問に注意を促す等の注意喚起をあわせて行う、また、3ポツ目に、太字の項目等を含め、できる限り丁寧に対応するよう検討していきたいとの考え方が示されているところでございます。

これらを受けまして、下段の赤枠、今後の課題といたしまして、1つ目の矢印でございますけれども、利用者に加え、関係団体・企業等を含む利用者以外の者への一般的な周知が行われることが必要ではないか、また、2つ目の矢印といたしまして、周知の際の例えば国民生活センター等との協力を通じました多様な方法を用いた消費者被害を防止するための注意喚起を行う必要があるのではないかなどの点を挙げております。

次のページをご覧ください。検討項目の⑤、「NTTの体制整備」についてござい

ます。これに関する委員からの主なご指摘事項といたしましては、上から1つ目の緑枠、相談内容や利用規模等に応じて窓口や対応部署が変わる可能性がある中で、適切に対応できる体制の整備をすべきではないかといった点につきまして、NTTより、利用者を直接対応する窓口等において、責任を持って一元的に対応を完結させる。あるいは、あらゆる利用者対応部署・窓口において、統一かつ適切な対応を実施していくとの考え方が示されているところでございます。

また、利用者対応の実施を統括する役割を担うNTT内の部署・役職の明確化、これは2つ目の緑枠になりますけれども、これにつきまして、前回ワーキングにおきまして右に記載のような回答があったところでございますけれども、本日のワーキンググループにおきましては、委員限りといたしまして、「NTT東日本・西日本のPSTNマイグレーションの推進体制」の資料を机上配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、この後の質疑応答・ご議論の際には、当該資料の内容についてのご発言につきましては、ご留意をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

これらを踏まえ、下段の赤枠のところ、今後の課題といたしまして、責任体制の具体化・明確化を図ることが必要ではないかといった点を挙げさせていただいているところでございます。

次のページをご覧ください。7ページ目でございます。本ワーキンググループに出席した関係団体・企業からのコメントというスライドでございますけれども、本ページにおきまして、後ほど各団体・企業様から、前回ワーキンググループからの更新情報、あるいは補足情報などのコメントをいただくことになろうかと思っておりますので、ここでの詳細の説明は割愛させていただきますが、ご覧いただきますように、サービス終了時期の早期公表、あるいは代替手段の確立、消費者被害対策を含めた処置の検討、各業界との情報共有などの点についてのコメントをいただいているところでございます。

次のページをご覧ください。8ページ目でございます。本ページにおきましては、前回酒井主査より整理のご指示をいただきました1つ目の点、「NTTにおいて引き続きINSネット（デジタル通信モード）の終了に関する調整を進めていくにあたりNTTが留意すべき点」につきまして、例えば以下のとおり整理することが適切ではないかということで、これまで2ページ目から6ページ目の中で、各下段の赤枠のところ、今後の課題として記載した事項を中心に留意すべき点としてまとめているところでござい

ます。

その際、一番下の6番目の事項でございますけれども、「その他の各利用業界との調整」といたしまして、各関係団体・企業からの意見・要望等を踏まえ、利用用途ごとに考えられる課題等に対して丁寧に対応することといった項目を記載しているところでございます。

また、上のヘッドラインのところ、2点目のところでございますけれども、下記留意点に関するNTTにおける取り組みの進捗状況につきましては、本諮問の審議に当たり、今後も本ワーキンググループにおいてNTT東日本・西日本からの報告や各関係団体・企業からの意見聴取等を通じて、随時確認するとともに、答申後も定期的に電話網移行円滑化委員会に対する報告をNTTに対して求めていくことが適当ではないかとしております。

次のページをご覧ください。9ページ目でございます。タイトルといたしまして「他の事業者によって十分に提供されないような電気通信サービスを終了しようとする場合のルールのある在り方」ということで、これにつきましても、前回酒井主査より整理のご指示をいただいたところでございます。

まず9ページ目には、ルールの在り方の前提となります問題意識を記載しているところでございます。2つ目の矢印の中では、これまで本ワーキングにおきましてINSネット（デジタル通信モード）の終了を題材にして検討を行ってきた結果、明確になった点につきまして3点挙げております。

まず1点目といたしまして、代替サービスの確保ということで、利用者が品質・コスト等の面で実質的に支障なく利用可能な代替サービスの提案・提供、こういったものを早期に受けられる必要があること等につきまして記載をしているところでございます。

また、2点目といたしまして、一般的な周知の実施及び消費者被害の発生防止ということで、利用者の中にもさまざまなケース、例えばこういったサービス名などを意識せずにサービスを利用している者、あるいは長期間利用していない等の理由によって契約の事実を認識していない者、こういったさまざまな形がいらっしゃる。そういったケースが考えられるということと、あと、サービスの終了に便乗した消費者被害が発生するおそれがあると。こういったことなどを踏まえますと、利用者に加えて、各関係団体・企業等を含めます利用者以外の者への一般的な周知、また、周知の際の消費者被害が発生することを防ぐための対応策をあわせて行われるようにする必要があること。

さらに、3点目といたしまして、「他事業者や利用団体・企業との調整」ということで、サービスの終了によって他事業者や利用団体・企業によるサービス提供に及ぼす影響に適切に対応をする必要があることの点を挙げてございます。

こうした点がある中で、今後、固定電話網の移行に伴って終了されるサービスが出現することが考えられる中におきましては、サービスの空白によって大きな社会的な混乱、あるいは経済的損失を招く事態を避けるために、利用者の予見可能性を高める必要があるなどの観点から考えますと、他の事業者によって十分に提供されないような電気通信サービスへの対応に関するルール化について検討することが適当と考えられるのではないかとしております。

次のページをご覧ください。本ページにつきましては、前ページの問題意識を踏まえましたルール化の在り方について記載をしております。1つ目の矢印のところ、ルール化検討の対象とする場合について記載をしておりますが、代替サービスの提供状況やサービス提供に用いられる電気通信設備の性質に鑑み、利用者の利益の保護が必要と考えられるサービスに影響が生じる場合についてまずは検討することが適当ではないかとしております。

2つ目の矢印のところ、ルールの項目につきましては、前ページの問題意識、①から③のほか、8ページに記載いたしました留意すべき点などを踏まえますと、次の(1)から(5)の点が考えられるのではないかとしております。「例えば」としております。

(1)といたしましては、品質・コスト等の面で支障なく利用可能な代替サービスの提案・提供と、(2)といたしましては、利用者が時間的余裕を持って対応できるようなサービス終了時期の設定及び早期公表、(3)といたしましては、利用者に加え、利用者以外の者への一般的な周知の実施、(4)といたしましては、消費者被害を防止するための注意喚起、(5)といたしましては、他事業者等によるサービス提供に及ぼす影響への適切な対応、といった点を挙げております。

ルール化の内容の例といたしましては、(1)として、上と重複する部分がございますけれども、やはり品質・コスト等の面で実質的に支障なく利用可能な代替サービスの提案・提供。また、既存サービス代替案の間での提供条件に関する情報提供等といった点を挙げております。また、(2)から(4)につきまして、最低限必要とされる周知期間の確保、利用者に加えて利用者以外の者への一般的な周知の実施、周知の際の消費者

被害に対する防止のための対応策の実施といった点を挙げております。また、(5)につきましても、接続約款の変更に係る認可の要件の1つとしての十分な周知期間の確保、そのほか、廃止に係る機能の代替措置について具体的な提案を行うことが望ましいとしております。

これらを踏まえまして、一番下の矢印のインデントでございますけれども、これらのような取り組み状況について、総務省がサービスの全部または一部の終了に先立って確認することを可能とするためのルールの整備について検討が必要と考えられるところ、現在は電気通信事業の全部または一部の休廃止について一律に事後届出制が適用される規律となっている状況などを踏まえ、例えば総務省において当該事業者による利用者利益の保護に関する取り組み状況等をあらかじめ確認することと、当該サービスの全部または一部の終了に向けた適切な取り組みの確保に関しますルールの導入について検討することが適当ではないかとしております。

事務局からの説明は以上となります。

○酒井主査 どうもありがとうございました。では、引き続き、まずNTTから検証環境の利用条件の更新事項について、続いて、関係団体・企業の皆様から、先ほど事務局より説明のありました4-1の7ページに記載してあります前回ワーキンググループで発言いただいた取り組み状況や今後の課題の更新事項、補足事項につきまして、それぞれコメントをお願いします。大体2分程度ということですので、NTTから順番によりしくお願いします。

○NTT東日本(飯塚) NTT東日本でございます。私のほうから資料利4-3「検証環境の利用状況・今後の見通し」について簡単に説明させていただきます。表紙をめくっていただきますと、1ページ目、2ページ目に同じような絵がございますが、2ページ目が参考で、前回10月5日のワーキングで私から説明したものです。検証実施の流れに沿って、今、各団体・各社さんがどのようなステータスにいらっしゃるかということをお示した図でございます。

それを今回更新いたしまして、1ページ目でございますが、昨日時点での検証環境の利用状況、今後の見通しということでございます。1ページ、2ページを比較していただきますと、少し右に寄ってきたところはおわかりになるかと思えます。特に④のステータス「検証実施」と⑤のステータス「結果確認」のところ、3週間ほど前に比べますと、3社さんほど増えていて、あと、当社の機器、当社が過去に販売していた機器に

ついて、利用用途、機種数を増やしてメンテしております。1 ページにおいて小さく米粒みたいに赤い楕円で「更新」とか「追加」と書いてある部分が前回10月5日からの更新部分でございます。比較していただいても、いずれにしても、まだ検証中、検証結果を確認中というところが多い状況でございますので、もう少しここ、⑤のステータスを増やして、今後皆様方の同意を得た上で、⑥の「結果公表」のステータスに近日中に踏み切っていきたいと思っております。

いずれにしても、この検証環境を積み重ねまして、少し補完策の提供のめどを立てていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○酒井主査 どうもありがとうございました。それでは、JISAさんのほうから続いてお願いします。

○情報サービス産業協会（藤野） JISAの藤野です。よろしくお願いいたします。まずいただきました4-1の7ページのほうから簡単に見ていきますと、左が、今週、東京、大阪での協会の会員対象のセミナーなんですけれども、10月19日、水曜日の午後、開催いたしまして、総務省の宮野課長補佐にもご講演をいただきまして、ありがとうございました。非常に好評でして、1日で140名、JISA限定のメンバーにもかかわらず140名参加いただいております。今後は大阪で11月25日、その後はもっと地域や参加対象者といった範囲を広げたセミナーを開催していきたいと思っております。

続きまして補完策の検証についてですけれども、これもNTTさんからご報告いただいたとおりで、ようやく検証に入りかけたところになります。今回のこの移行に向けてのことになりますけれども、IP化は世の中の流れですので、我々も前向きに取り組んでおります。ただし、影響範囲が広いということが一番重要なことなので、今後の課題としては一日も早く取り組みを進めたいというところにあります。補完策を利用しますと、現状の環境が残るということになりますので、移行後の新しい環境ではない古い環境に引きずられるということになり、世の中にとっては非常に大きなマイナスになるかと思えます。今回、この補完策については、あくまでも期間限定の対策であるということをお願いしたいと思っております。

切りかえのタイミングのことですけれども、これはINSがなくなり、補完策に切りかわるというタイミングのことなんですけれども、これは全国一斉なのか、地域ごとな

のか、それがどのぐらいの期間をかけるのかということの検討も必要かなと思っております。というのは、EDIは1社が全国につながることになりますので、一部の地域については旧環境、一部の地域については補完策の環境ということになります。その補完策とINSの環境が本当につながるのかどうかというところを含めて検討を進めていく必要があるかなと思っております。そうしたときに起こる障害につきましても、対応の指針や障害時の責任の所在等についても今後は検討が要るかなと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○酒井主査 どうもありがとうございました。では、続きまして、全銀協さんのほうからお願いします。

○全国銀行協会（前田） 全国銀行協会の本年度事務委員長行、みずほ銀行の前田でございます。

既にご存じのとおり、全銀協では企業と銀行間のオンラインデータ交換において使用する標準通信プロトコルとして、全銀協標準通信プロトコルを制定しております。その中で適用回線としてISDN回線と一般公衆電話網掲げている状況でございます。しかし、実態といたしましては、全銀協プロトコルは、企業・銀行間のみならず、企業同士の通信にも広く利用されていると伺っておりまして、ISDN回線の廃止を受けて、全銀協プロトコルは一体どうなるのだろうと、こういった混乱を防ぐ観点からも、広い意味での全銀協プロトコルの利用者に配慮した対応が必要であろうと当協会は考えております。

その対応の一環といたしまして、前回からの進捗ですが、昨日全銀協のホームページ上に、現在、広域IP網をベースとした新たな全銀協プロトコルの制定に向けた検討を行っているというトピックを掲載いたしました。新たなプロトコルの内容といたしましては、広域IP網を利用することからも、現在セキュリティー対策に関する事項を中心に検討しているところでございます。第2回ワーキングにおいては、来年夏ごろに予定されておりますNTT東日本・西日本さんからのISDN提供終了時期の公表と合わせて、全銀協においても新たなプロトコルを公表する方向で検討している旨申し上げましたが、必ずしもそのタイミングに合わせることに固執しているわけではないので、今後の検討状況等を踏まえつつ、極力前倒しでの策定・公表も検討していきたいと考えてございます。以上でございます。

○酒井主査 どうもありがとうございました。それでは、JEITAさんのほうからお願いします。

○電子情報技術産業協会（佐藤） J E I T Aの佐藤です。私どもの取り組み状況、進捗状況についてご報告いたします。補完策の検証について進めておりまして、NTT様と調整させていただき、来月の11月1日、2日に検証させていただくことになりました。また、前回ご報告しておりますJ I S A様との情報共有を、今週予定しております、それを踏まえて、検証パターンの確認等を行っていきたいと思っております。

最後に、今後の課題・終了に当たっての考え方につきまして、繰り返しになってしまいますが、周知については、NTT様からの周知によって、各企業の危機感を醸成して移行を促進することが重要であると考えております。また、E D Iの特性上、メッシュ上、n対nの各企業で接続していく閉域網のサービスが現状としてはなかなか適当なものが見当たらないということ踏まえ、E D Iとしては、インターネット化への移行は不可避であると考えております。今後も、NTT様、総務省様と協力しながら、移行を円滑に進めていければと考えております。

○酒井主査 どうもありがとうございました。それでは、クレジット協会のほうからお願いします。

○日本クレジット協会（竹内） 日本クレジット協会の竹内と申します。クレジット協会としての取り組みの進捗状況といたしましては、こちらの表の中にあります、全会員を対象として協会ホームページに周知用の資料を掲載する予定となっておりますが、こちらの周知用の資料等は完成いたしまして、近々に掲載する予定となっております。そして、あわせて、全会員に対して、全対象者に対しましてメール配信等を行いまして、周知の徹底を図っていくという体制をつくっております。

さらに日本クレジットカード協会、日本クレジット協会とは別にカード協会というのがあるんですけども、こちらとも連携を図りまして、CAT事務局等、設置して対応しておりますので、こちらとNTTを連携させていただきまして、今後の対応の検討を始めたという状況でございます。

今後の課題・終了についての考え方等につきましては、現行料金をベースとした料金設定というところ、前回料金につきましては意見が少ない内容だったんですけども、料金につきまして、クレジット業界は利ぎやの小さいところで商売しておりますので、こちらの料金につきましてもかなり敏感ではある業界でございますので、ぜひとも今後もまた検討をきちんとしていただければと考えておったというところでございます。

クレジット業界といたしましては、全体的に楽観視しているところがありますので、

少し徹底させていただきまして、こちらの会議のほうが活躍しているというところもありますので、楽観しているところもあるんですけども、周知徹底を図っていきたくて考えておるところでございます。

簡単ですが、以上です。

○酒井主査 どうもありがとうございました。それでは民放連のほうからお願いいたします。

○民間放送連盟（川島） 民放ラジオでございます。私どもの前回のワーキンググループからの進捗でございますが、10月21日、NTT殿の幕張のテストサイトで、そこに在京民放ラジオ局が集まって、通常、我々が業務で使用しているISDN、音声伝送装置を各種持ち込んで検証テストをやらせていただきました。そういう意味では、NTTさんの資料の4-3の進捗状況の1ページのところですけども、これ、APT社製と書いてありますが、これ以外のコーデックも幾つかやらせていただいております。この場で、まだテストが完全に終わったわけではなくて、この延命策を、実用に向けて、どういうところを改善すべきかとか、あと、今後こういうことを検証しようとかというようなことの項目出しをNTT様と確認いたしまして、今後、検証を重ねて、この補完策というのが実用的に使用できるように作業を進めていきたいと考えております。

今後の私どもの要望といたしましては、この補完策の検討と並行して、代替策についても、当ワーキンググループを中心に、総務省様、NTT様と向き合いながら整備を進めていきたいと考えております。最終的には利用者が安心して補完策が利用できるというような代替策のルール化とか制度化というのを進めていただきまして、スムーズな移行ができるように整備をしていただきたいということを要望いたします。そういう意味では、今日出された資料の4-1の10ページに、事務局様のほうから出ている、「当該サービスの全部又は一部の終了に向けた適切な取組の確保に関するルールの導入」というのを書いていただいておりますが、これについては賛成をしたいと考えております。

以上でございます。

○酒井主査 どうもありがとうございました。それでは、ALSOKさんのほうからお願いします。

○総合警備保障（佐藤） 総合警備保障でございます。まず私どもの補完策の検証環境に関する進捗状況と、あと我々の取り組み、また今後の終了に当たっての考え方ということで発表させていただきます。まず補完策の検証に関しては、10月27日、今週に

当たりますが、実際に検証を行う関係部署を含めまして、NTT様と具体的な日程等を調整するというところでございます。また、社内においては、28日、IP網移行に関する部会が開かれますので、その中で情報を共有するとともに、今後の移行に関する我々の社内での課題、また、計画等を関係部とともに議論していくという予定でございます。

また今後の考え方については、停電時の通信手段の確保等、課題は残るものの、一部、機器については既にIP網への移行を進めておりますので、今後もNTT様と調整・連携を図りながらIP網への移行を促進していくという考えでございます。以上です。

○酒井主査 どうもありがとうございました。それでは、最後に中小企業団体連合会のほうからお願いします。

○全国中小企業団体中央会（庄山） 全国中小企業団体中央会でございます。前回からの進捗は特にはございませんで、7ページの記載のとおりでございます。今後につきまして、私どもとしては、大企業さん等の方向性が見えたところでの周知ということと考えております。ただ、そうは言いつつも、いろんなところでこのお話がそろそろちらちらと流れてきているということもございます。あまりそこを待って止めているのもどうかというところもございますので、NTTさんとなるべく早いうちに、どんな形で最初の先導をすればいいのか等を含めて、お打ち合わせをさせていただきたいなと思っております。多分流れますと、今まで聞いていなかった業界等からいろいろ照会も入るかもしれませんので、そのあたりの対応を含めまして、お打ち合わせ等をさせていただければと考えております。

それから、こちらの10ページ以降に書いてございますルールの在り方等につきまして、やはりいろんなところではねてくるケースが多いかと思えます。このような形でチェックをいただくということで行っていただくことは、特に中小企業にとってはなかなか見えないところもございますので、非常に好ましいかなと思っておりますので、ご検討いただければと考えております。以上でございます。

○酒井主査 どうもありがとうございました。それでは、今の事務局の説明、NTT及び関係団体・企業の皆様のコメントを踏まえまして、議論に移りたいと思えます。議論時間が大体60分ぐらいとってあるんですが、最初の20分を8ページ、要するに、引き続き調整を進めていくに当たってNTTが留意すべき点を議論して、その次に、9から10ページのほうの議論を行い、最後に全体を通して議論という形で、20分ずつぐ

らい行っていきたいと思います。

それでは、最初に、4-1の8ページのところ、「NTTにおいて引き続きINSネットの終了に関する調整を進めていくにあたりNTTが留意すべき点」につきまして、コメントあるいは意見ございましたら、まず委員の皆様を中心によくお願いいたします。私の印象ですと、補完策というよりは、皆様、最終的にIPのほうに移るということ、IPとは限りませんが、補完策以降の話のほうが中心で、それをいいものにしてほしいと、あるいは品質がよく安いものにしてほしいと、そういった形の方向だったと思いますけれども、いかがでしょうか。

○長田委員　まず検証のところなんですけれども、検証がこういうふうに進んでいますというところで資料をいただいている中で、D社とかと書いてあるところがあると思うんですけれども、検証結果は、今の段階ではそういうふうに書いてあるけれども、いずれは具体的な社名等も入れて全部公表されるということによろしいのでしょうか。

○NTT東日本（飯塚）　基本公表していきたいと思うのですが、今、この資料を見ていただいても、アルファベットで、個別の会社名を書いてない会社さん、現時点でこういう場で公表することにご同意を得られていないので、ちょっとその部分はこれからまだ引き続きお話ししていききたいのですけれども、今ここで明らかにしている方々についてはなるべく公表していきたいと思っております。

○長田委員　前から、検証ができなくても、同じメーカー、同じものであれば、結果を利用していくというお話もありましたし、極力公表することを前提で、皆さんにご理解いただけるようにしていただきたいと思います。それがないと、今はまだこのことを知らない方たちが集中的に検証というふうになっていたりすることも考えられますので、早めにルールというんでしょうね、もうこのことはみんなが円滑に移行するためなので、ということで、そこはぜひNTTさんとしてもぜひ説得をしていただければいいなと思っております。まず1点目はそれでした。

○大谷主査代理　8ページですが、5番目の「NTTの体制整備」ということで、今回責任体制の明確化に向けて私どもが確認できる資料をご提供いただいたことについては、内部体制の充実がとりあえず確認できましたので、結構なことだと思っております。

NTTの体制整備というのは2つの面があると思っております、内部においてデジタル通信モードの終了に伴って、各種の業界団体や利用者に生じる新たな課題などに直面したときに、それを強力で解決するために推進していく司令塔としての役割、すな

わち内部管理の仕組みということと、あとは、4番との兼ね合いだと思いますけれども、対外的な窓口というのと、その2つがあると思います。体制整備については、外に向けてNTTとして一本化された、要するに、たらい回しには決してしませんということをこれまでも宣言していただいているので、さほどは心配しておりませんが、内部での体制、それから、社外に向けての窓口というものの両面で整備していくということ、できれば、今、窓口という言葉が明記されてないこともありまして、それも追加していく必要があるかなと思って見ているところです。この取りまとめの中の資料にも窓口としての明確化ということを改めて追加で入れていただければと思っております。

発言の機会をいただいたので、7ページについて、コメントします。まず、関係団体・企業からコメントをいただきまして、ありがとうございます。特に全銀協さんですね、企業間EDIなどの標準的なプロトコルとして利用されていることを踏まえた対応を進めていただいているということで、これまで多少不安に思っている業界団体ですとか企業様もいらっちゃったと思いますけれども、全銀協さんの金融機関としての社会的責任を踏まえた対応が宣言されたということで、その不安感が払拭されて、より前向きにこの問題について取り組める状況になってきた環境が整備されてきたことと感じております。今後、セキュリティーなどの要件などを詰めていかれるということですので、可能な限り関係者との情報共有を前倒しで進めていただけるようお願いしたいと思います。

そして、関係企業として、JISAなどで新しい課題としてというか、切りかえのタイミングでさまざまな機器が併存するという状況ですね、それについての課題も感じていらっしゃるということですので、JEITAさんなども情報共有しながら、課題解決の方策については、関係者での情報共有をより強めていただきたいと考えております。

EDIなどでは、例えば受発注の注文ができないと、1週間止まっただけでも何億円損失したというような逸失利益を主張されることもあり、おそらくサービスを提供されている事業者にとってはとても大きな問題に発展しがちですので、十分な準備が進められるようにこれからもお取り組みいただければと考えているところでございます。

○酒井主査　この8ページ、もちろん前でも結構なんですけれども、順調に進んでいて、当然こういうふうな形で追加負担が可能な限りかからないこととか、コスト・品質等も改善を図ることは当然なんですけれども、特にISDNに関して、私自身、ISDNがこんなに普及しているって知らなかったんですけれども、考えてみると、64キロビッ

ト以下でいいなら、こんなに安全なネットワークはないんですね。要するに、何が安全かという、インターネットを使わないことなんです。インターネットの持っている危なさを何も持ってないので、そういう意味では、だんだん移っていくときに、当然NTTのネットワークなので、相当慎重に準備されると思いますから、変なことにはならないとは思いますが、ISDNが持っている安全性がきちんとそのまま確保できるような代替策を整備していただければ心配ないんじゃないかとは思っております。これは感想で、当然このところで、じゃあ、どうしてくれというわけじゃなくて、ちゃんと安全にしてくれということで、安全という指数は、量で書くわけにもいかないの、書けないんですけども、お願いしたいと思います。

あと、ここにあります周知や何かということに関しましては、当然なんですけれども、周知と言ってもなかなか、私ども、一利用者になった瞬間に、ほとんど何にも見ませんので、ぜひ一般の利用者の方がよくわかるようお願いしたいと思います。どうぞ。

○長田委員 先ほど大谷さんがおっしゃっていたNTTの体制整備のところ、体制がきちんとしていらっしゃるということはわかったのですが、やはりそのことが外にきちんと見えて初めて一般の人は安心をするんだと思うんです。それで、今見せていただいている体制自体を何とか本部というふうになんか名付けるとかということはそちらのご事情で難しいのかもしれませんが、先ほどの消費者被害のことを含めても、何か見てわかる体制が求められています。そうでないと、実際、NTTさんは対策を着々と実施しているのに、「一般の人には移行作業は難しいです、だから我々にお任せください」みたいな詐欺的な勧誘は十分考えられます。ぜひNTTさんのほうできちんと体制をとって、大企業から個人に対してまで全て丁寧な対応ができているということがパッと見てわかるということも重要ではないかなと思っています。

その周知のところ、国民生活センターとの連携なんですけれども、国民生活センターは、国民生活センターとして、その連携先に各47都道府県にある消費生活センターがあり、その県内のセンターに相談員の皆さんたちがいるということになりますので、そんなに簡単に国民生活センターさんがはいと言って、パッと周知ができるわけではないので、現在まだ多分接触されていないのではないかなと思うのですが、できるだけ早めにそれは始めていただくのが望ましいと思っております。

以上です。

○酒井主査 よろしいでしょうか。では、次のほうに進んでしまって。まだありました

か。

○大谷主査代理 8ページの枠の外側ですよね、今後も本ワーキンググループにおいて定期的に随時確認するとか、それから、定期的な報告を求めていくということで、ただ、ワーキングの開催の頻度というのは、今後は今までのようなペースでなくても、十分にスケジュール表を引いていただければ大丈夫ではないかなと思っておりまして、関係団体のご賛同があれば、頻繁にというよりは、むしろ心配なことが起こりそうになったときには速やかに開催するとしても、ちょっと頻度は下げてもいいのかなという時期に差しかかったかなと思っておりませんが、そういうものでよろしいでしょうか。

○酒井主査 もし事務局のほうからコメントがありましたら。

○宮野事業政策課補佐 事務局といたしましても、これまで大体1カ月に1回のペースで開催させていただきましたけれども、8ページ上段の2つ目の白丸、2行目にあります「随時」については、先ほど大谷委員からのご指摘いただいたような内容も念頭において記載しているところでございます。

○安東事業政策課調査官 今まで第1回から第3回まで、Q&Aを含めましてさまざま情報を共有させていただいております。さらにはスケジュール感として、例えばメタルIP電話、データ通信サービスの提供の可否というのが年度内、その先のスケジュールとして、また2017年のできるだけ早い段階というような幾つかの節目も見えておりますので、そういうものも念頭に置きながら、この情報を生かして個別の協議も見ながら、大谷先生がおっしゃるような進め方も妥当な時期に差しかかったのではないかと事務局としても考えております。

○酒井主査 大体そういう方向で行くと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、また後で戻っても、全体のところでも構わないんですけども、9ページにあります「他の事業者により十分に提供されないような電気通信サービスを終了しようとする場合のルールのある在り方」ということで、今まで議論したわけじゃないんですが、今回をもとに、こういうことをいろいろ今後も一般的にどう考えたらいいかという提案という形になっております。これにつきまして、もしご意見ございましたら、どうぞ。

○長田委員 9ページの①の「代替サービスの確保」。当然終了することになれば、代替サービスの確保は当然なんですけれども、その中で、先ほどもお話がちょっと出ていましたけれども、料金・品質が極力イコールであるということはもちろん大切ですが、コストも非常に大切ではないかなと思っています。特に光への移行で、事業がま

た新たな展開ができるのか、そのようなメリットも当然あるとは思いますが、当面それではなく、今と同じことを望んでいらっしゃる利用者。特に個人の普通の一般の消費者が利用をしているようなサービスが終了になって移行になる場合、特にそうだと思うんですけども、料金の問題というのは非常に大きいと思います。このところには、前から申し上げている電話だけの、ひかりの電話だけのサービスを低廉な価格でご提供いただくというところが入ってくるとは思いますけれども、やはりそれがなくなかなか移行できないということも出てくるとは思いますので、完全に同額というのが難しいとしても、今現在のところよりはぐっと下げてください、何とか努力をそこはご検討いただかなきゃいけないし、まずその努力をしていただくということが大事だなと思っています。

○酒井主査　今の点なんです、おっしゃるとおりだと思うんですけども、私、若干多少そこで心配しているところがありまして、要するに、代替サービスへの移行が2つきっかけがありまして、1つは、今回みたいに新しい技術ができてきたと。そうすると、その技術では、ほかの99%はよくなるんだけど1%ぐらい不得意なところがあると。1%という数はわかりませんが、そういった場合、それをどこまで保証しなきゃいけないかと。その1%をずっと保証しようと思うと、永遠にそっちに、新しい技術が足かせになる可能性もあるので、今回の電話というのはかなり歴史があって、国民に普及しているサービスですので、これはやらなければいけないかなとは思いますが、あまりここに書いてあるように一般論で言っちゃうと、新しい技術の足を引っ張ることもあるかもしれないというので考えなきゃいけないんじゃないかということと、もう一つの懸念として、これはだんだんだんだん世の中、少子高齢化や何かになってきて、限界集落ができたというようなことがあって、そういうことによってサービスが終了することもあるかもしれない。そういったときもどこまでやらなきゃいけないかと。これは全部企業にお願いしちゃうというよりは、何か別の仕組みを考えたほうがいいのかなという気がしておりますので、このあたりを、「代替サービスの確保」で書いてあることは実にもっともなんですけれども、あまりこれを厳密にやると、次に行くときに足を引っ張るので、そこをうまくやらなきゃいけないかなとは思っています。どうぞ。

○大谷主査代理　9ページ、10ページにかけてまとめていただいた内容は、今回の特別かなり普及しているサービスで、しかも後発の技術が必ずしも現在利用されているものに比べてすぐれているとは限らないという、あまり過去には想定していなかったケー

スで出てきているというところに何か特徴があると思っております、品質・コスト、あらゆる面で見ても、今回終わっていくサービスにかなりの優位性があったという、それを考えていきますと、特に代替の選択肢が難しいケースだったのかなと思っております。

ただ、これから電話サービスにかわる新たなサービスにおいてもたくさんありますけれども、どうしても相互比較ということだと難しいケースが出てくるというのをこの件をきっかけに実感したわけですが、じゃあ、それでどういうルールが今後必要になってくるのかということですが、やはり現在の電気通信事業法などに定められている退出規制というものが、規制緩和の流れで、ちょうど20年ほど前に特に議論されていたときには、どちらかというと、事業者の主体的な判断をとにかく尊重して、その経営判断に対してあまり足かせをはめないということ、それから、需給調整的なものに国が関与しないということで、競争環境を整備していくんだという、それが端的にあらわれている規定にはなっているんですけども、やはり今後終わっていく公益性の高いサービスが幾つか考えられる中で、利用者の保護の視点では、周知という事項だけではとても足りないものが多いのではないかと考えられるのかなと思っております。

今回も、新しいサービス、代替サービスや補完サービスといったものを企画していただく中でも、関係する他の事業者との協力関係ということも必要になってきますし、ステークホルダーがたくさんいらっしゃるという中で、一定の期間はそういう方との協議・準備期間をどうしても設けなければいけないと。そういったものが多分世の中にはたくさんあるだろうとも思っております。

かなり古い議論だと思いますけれども、同じように公益性の高いサービスとして輸送サービスなどについても、退出規制の規制緩和をするときに、国の関与というよりは、ステークホルダーの方と十分に協議する協議体をつくることだとか、その準備に時間をかけるとか、今般検証の環境を用意していただいて、そこに前もって研究するといったことについて関係者のご努力があったわけですが、そういった協議の受け皿を制度的にちゃんと導入するような仕組みというものを設けていく必要がどうしてもあるのではないかと思っております。これは、退出規制を強化するというのではなくて、退出そのものの自由は保障されてはいるけれども、それに伴って不利益をこうむる可能性のある方々に知らせるというだけではなく、その方に対して準備の期間を提供し、関係者が共に替わるサービス等についての検討を行う期間を与える。そういった仕組みを導

入していく必要があるのかなと思っております。

10ページの下から2番目ですね。当該事業者による利用者利益の保護に関する取り組み状況をあらかじめ確認するということはおそらく必要になってくると思いますので、それを制度上どういう条件で導入するのかといったことについては、類似する公的なサービスについての退出に当たってのルールといったものも相互に比較しながら、最適なものを引き続き検討していく必要があるのではないかなと拝見いたしました。

先ほども主査のほうからお話がありましたように、何でもかんでも対象とするのではないということだったと思います。現在、10ページの上のところですね、どういう場合にそういったルールを特に必要とするのかといった条件についても見極めていく必要があります。ここに挙げられているのが、代替サービスの提供状況とか、それから、電気通信設備の性質だとか、あとは利用者への影響といったことが項目として挙げられておまして、この3つはどうしても必要な項目だと思いますけれども、ほかにどのような点を考慮しなければいけないかについても、ほかの公益的なサービスなどと横並びで考えて見極めてしていく必要があるかと思っております。

今回の件は何かルールがあって、そのルールのもとで進めていくということができれば、さらによりよい対応ができるのかなと思っていたところでもありますし、この場でなかなか結論まで持っていくのは難しいと思いますけれども、ぜひ法的な裏づけのある制度として導入を検討していく時期ではないかなと思っております。ルールといってもさまざまな幅がありますけれども、ガイドラインなどに細かいことは落としていくとしても、法的な裏づけのある仕組みがおそらく求められるだろうと考えます。

○酒井主査 長田さん、ご意見ありましたら。

○長田委員 今後終了していくサービスが全部イメージできているわけではないんですけれども、そして、それにかかわる人がどういう人たちになるのかというところで、また在り方は違ってくるのかもしれませんが、今回、10ページでご提示いただいているルールの在り方のところで列挙していただいているものは全て重要だと考えています。その上で、個別のサービスの特性に何かあって、また別の何かをしなければいけないということはあるかもしれませんが、少なくとも基本的なルールとしては、ここに挙げられているものは全て大切だと考えます。

○酒井主査 私もこれが退出規制って今まで全然知らなかったような初めてのルールだということを見てちょっと驚いたんですけれども、電話とか、それに関しては、当然今回

もある程度の対応、電話あるいはISDNについては当然そういうふうな形になっておりますが、こういうやつをあまり何でもかんでもしてしまうと、始めたらやめられないという、それなら始めないほうがいいやということになってしまうので、やっぱりどういものがどこまで引き継ぎしなきゃいけないかというのを、やっぱり技術の進展を見ながら、ある程度仕方ないものと、そうはいつでもこれだけとはというような話とか、そういったところの切り分けをうまく考えながら、何らかの格好の、こういうルールと言うのかわかりませんが、外枠をつくっていく必要があるのかなという感じはいたしました。

これにつきましては、多分皆様もご意見、先ほどぜひ必要だというご意見もありましたが、きょういらしている企業の方もいろいろご意見もあると思いますが、これは全体を通しての中で企業の方のほうからご意見もそれも含めていただければと思います。

全体に行ってしまうてよろしいですかね。それでは、続きまして、全体を通してという話になっておりまして、全体を通しての委員間での議論に移りたいと思いますけれども、意外と時間が早く進んでいるんですが、出席されている関係団体・企業の皆様からぜひというご議論があると思いますので、そのご意見をいただいてから委員間での議論と。また、その途中で関係団体の意見という形で議論していきたいと思います。それでは、まず関係団体の企業の皆様から、どの点でも結構ですから、ご意見等ございますでしょうか。NTTの方から。

○NTT東日本（飯塚） すいません、機会をいただいたので。まずここまでこのワーキングを4回重ねていただきまして、その前からでございますが、いろいろご指摘いただいて、私どもの足りないところは正直あったと思っております、どこまでこの段階で埋められているかはわからないですが、いろんなご指摘を踏まえて、これからもなるべく埋めていきたいと思っております。

このワーキングでご議論あったとおり、最終解というか、例えば光IPへの移行という最終形に向けての移行促進に向けてということではいろいろ代替策の検証もやっていきますし、利用者周知の充実、と言うと簡単ですが、きょうもいろいろご指摘いただいて、そんな簡単ではないと思うのですが、利用者周知も充実していきたいと思っております。あと、ずっと関係団体の方々から求められているスケジュールの早期公表というのも検討しなければいけないということで、まだまだやっていかなきゃいけないことは山盛りだとは思っておりますが、私ども、とにかく丁寧にやっていきたいです。きょう

も酒井先生からお話ありましたけれども、このマイグレーションの議論をしている中で私どもずっと思っているところは、IP網の特性、PSTNからIP網に移行しようと思ったときに、IP網の特性をよく踏まえて利用者サービスというのも考えていかななくてはいけない。もちろん完全にPSTNと同じものは難しいかと思っておりますが、どれだけそれを埋められるかというのは、可能な限り努力していかなければいけないと思っております。完全に同じというものが難しいものですから、そこを何とかご理解いただきながら進めていきたいと思っております。

今日の9ページにもございましたが、今後私どもの取り組みは当然継続して進めていくものでございますので、その取り組みを定期的にこのワーキンググループなり、委員会、もしくは総務省に対して報告していくということはもちろんであると思っておりますので、またそういった機会を通じて引き続きアドバイスをいただければと思っております。とにかく、至らないところも多少あったかと思っておりますけれども、これからまた充実させてやっていくところをしっかりと見ていただきたいと思っております。

○NTT（北村） もう1点補足をさせていただくと、まさにデジタル通信モードみたいな世界はまさに影響も大きいということで、今回、こういった形で一つ一つ丁寧にやらせていただくと。いろんなご意見を皆さんからお伺いしながらやっていくと。これは我々、当然のことだと思っております、しっかりやっていきたいと思っております。

なかなか言いづらいことではあるんですけれども、やはり先ほど酒井先生からお話があったように、こういったいわゆるデジタル通信モードあるいは電話サービスをどうしていくかみたいなことに関して、しっかり皆さんのご意見を賜りながらやっていくというのは当然のことだと思っているんですけれども、それがいろんな、こういったルール化の対象にするサービスを何にしていくかということにもよるんでしょうけれども、いろんなものであまり広がり過ぎてしまうと、我々としても事業が制約されるというか、やっぱりそういうことは少しありますので、その辺はぜひご配慮のほどはお願いしたいというのが1点補足したいということでございます。

以上でございます。

○酒井主査 どうもありがとうございました。ほかの事業者の方も、順でもいいですし、順じゃなくてもいいです。

○情報サービス産業協会（藤野） ありがとうございます。JISAの藤野です。順番みたいになってしまいましたけれども、私のほから一言お話しさせていただきます。総務

省さんのほうからもご意見いただいておりますが、ルールづくりのところなんですけれども、酒井先生が先ほどおっしゃったように、世の中、変われば、新しいものに全て移行できない場合もあります。それは当然のことなので、これは我々としても当然ながらそういうことは受け入れていきます。その中で、移行に向けた環境整備であるとか、制度的な前提を持ってルールをつくっていただくのが私としては非常に望んでいるところなので、うれしいかなと思います。ぜひそういったところをお願いしたいと思います。

その後、実際に移行に向けてのところなんですけれども、実際に、E D Iの場合で考えますと、社会に与える影響が非常に大きいものです。特に企業が異なる目的で異なる仕様でいろんな通信環境を使っていますので、一様にこうしていこうねということがなかなか難しいというのがあります。特に今後I o TとかA Iがかかわってきまして、日本経済全体に影響出てくるところなので、そういったところ、今後新しいサービスに移行することがあった場合にも、そういうことについては我々、慎重に考えていきたいなと思いますが、国のほうでもお願いしたいところはいろいろあるかなと思っております。

あと、時間があるということなので、N T Tさんに、ごめんなさい、ちょっと相談というか、お願いなんですけれども、表現だけの問題なんですけれども、きょうも身内で話していたのですが、利4-1の別紙資料の2ページを見ていただけますでしょうか。代替策のほうにブルーの網がけで実績のあるものところに書いてあるんですけれども、一様に、ほかの皆さんも同じご意見なのかなと思うんですが、「I P対応端末」という一言の単語で全部くくられているんですね。我々E D Iからすると、端末1個でできるというものじゃなくて、例えばP Cがありましても、そのP Cの前に何か別の機器を置くとか、別のソフトを必要とする場合もあります。P Cのみならずサーバーでもやっていますし、巨大な大型コンピューターでもやっています。そういった場合、ほかに複数のサーバーやコンピューターを前に立てて、それら1つ1つを合わせて全部でE D Iというような機能を実現します。とてもじゃないけどそれを「端末」という表現では言いあらわせないと思うんです。だから、ここはできたら「システム」とか、別の表現にさせていただいたほうが。初めて見た方に誤解を与えてしまいそうな気がしますので、ちょっとそういったところをお願いできたらなと思っています。よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○酒井主査 昔からよく議論があるんですが、通信屋が絵を描くと、通信ネットワークが上であって、端末、端末、端末、端末と書いてあって、コンピューターの方は、コン

コンピューターのシステムがずっと書いてあって、通信は下にちょっと書いてあるだけなんです。その違いが出ているのかもしれませんが。どうぞ、もしありましたら。無理に順番じゃなくても結構ですけど。

- 全国銀行協会（前田）　それでは、全銀協からも一言申し上げさせていただきます。ルールの在り方についてのところですがここまで細かい資料は本日初見ですので、協会としての意見というよりも、私個人の意見として申し上げます。今回議論させていただいております I S D N の件につきましては、これまで委員の先生方や、総務省さん、N T T さん、関係団体の皆様のご尽力をいただきまして、着実に対応が進んでおるという印象を持っており、そこまで大きな不安は感じていないのですが、今後、類似の他の事案が出てきたときに、必ずしも今回のように重厚な体制で検討が進められるかという、そうとも限らないのかなと考えております。そのような観点からも、今回、これを機にこのようなルール化をすることについては賛同させていただくところでございます。

以上でございます。

- 酒井主査　どうもありがとうございました。じゃあ、順番に行きますか。
- 電子情報技術産業協会（佐藤）　J E I T A の佐藤です。今回提示いただいたルールの在り方については、基本的に賛同させていただきたいと思っております。挙げられた項目は、どの項目も重要だと思っておりますが、特に気にしているのは、料金、品質の維持、検討期間です。特に、今回いろいろ検討いただいており、今回の件ではなくて一般的なケースとして、検討に要する時間というのは必ず考慮していただきたいと考えています。

- 日本クレジット協会（竹内）　日本クレジット協会でございます。移行に向けての方針につきまして、この方針につきましてよい方向でまとまったと考えております。皆さんには感謝しておるところでございます。

ルール化につきましては、こちらにつきましても、この方針で根本的に問題ないのかなと感じておるところですけれども、主査のおっしゃるとおり、必要以上の規制になりますと更新が進まないと、そういった懸念もあるということですので、必要以上の規制にならないように、なおかつ実効性があるような形で、制度的担保も含めて検討されてはいかがなのかなと感じました。

一方で、この本文中にもありますけれども、予見可能性という言葉を使っておりまして、おそらくやめるに当たって何をやるのが明確になりますと、今度はかえってやめ

やすくなるという、そういう可能性も出てくると思いますので、このルール化というのはいいい考えではないのかなと感じたところでございます。

以上でございます。

○民間放送連盟（川島） 民放ラジオです。ルールの策定についてですが、これについては、策定をしていただくのは賛成でございますが、その中で品質の規定であるとか、あと、サービスに関するものであるとか、そういうものを策定していただきたいと思いますが、大事なのは、どうしてもサービスから漏れるものというのが出てくるだろうと思います。そういうものについてどうするかというのを明確にするべきではないかなと考えます。そこについてはご検討いただきたいと思います。

それと、あと資料で質問があるんですが、資料の利4-2の4ページの私どものほうの、これ、前回の資料なんですかね、「日本全国利用可能」と書いてあるところ、当社の考え方とところで、『メタルI P電話上のデータ通信』及び無線は、全国利用可能」と書いてあるんですが、ちょっと我々は無線は全国利用可能というふうに考えていないので、何でこういう表現なのかなというところ、これはNTTさんにご質問したほうがいいですか。

あともう一つ、一番下の「低コストな工事料金」のところ、「光については、ISDNと同水準の低コスト提供は不可」と言い切られてしまっているんですけども、これからご検討していただくというところなので、ここについてのご見解もお伺いしたいと考えております。

以上でございます。

○酒井主査 じゃあ、もし今できましたら。

○NTT東日本（飯塚） 今の資料利4-2の4ページについてのご質問、これ、私どもの資料でございます。まず1点目の「日本全国利用可能」の無線というのは、すいません、確かに民放連さんのニーズからすると、まだこれで大丈夫かどうか分からない。一般的な今の3GレベルもしくはLTEレベルではほぼほぼこうなのかなという認識で書いたんですが、確かに民放連さんのニーズにお応えできているかどうかというのはこれから確認していかなくてはいけないと思っております。

もう1点、一番下の工事料金ですが、確かにこれも「現時点では」ということで、端から不可というのはちょっと言い過ぎではございますので、これは努力していかなくてはいけない。すいません、これは現時点では、同水準は今のところ難しいとなっている

という意味でございます。

○酒井主査 よろしいですか。それでは、ALSOKさんのほうからお願いします。

○総合警備保障（佐藤） 総合警備保障でございます。ルール の 在り方については、我々も利用者に向けて対応策を提案していくという立場からすれば、利用者保護というところでいろいろルールを作成していくのは賛同させていただくというところでございます。

また、本ワーキングの在り方についても、今後、課題等生じたときに随時開催していく、また進捗等あったときに開催していくということで、随時開催というところについても賛同させていただきたいと思っております。以上です。

○全国中小企業団体中央会（庄山） 全国中小企業団体中央会です。先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、ルール化につきましては、基本的には賛成でございます。予見可能性ということで、要は見える化というところ、こういうところがちゃんと出ておりますと、みんな安心するかなと思っておりますので、なるべく明確に見えるような形でいただければなと思っております。

それから全体を通じてですけれども、中小企業、特に零細企業につきましては、繰り返しになりますけれども、自分たちがほんとうにこれに影響を受けるのかどうかということもわからない方も多くいらっしゃいます。そういった意味で、このワーキングに私どものような中小企業団体をお呼びいただきましたこと、非常にうれしく思っております。私どもも一生懸命周知に努めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○酒井主査 どうもありがとうございました。それでは、皆さんの意見も、もし追加がありましたらいつでも大丈夫ですけれども、受けたところで、じゃあ、委員のほうから、今のお話を聞いて特につけ加えることがあるかどうか、いかがでしょうか。

○長田委員 このルールを使うサービスが何になるのかというところなんですけれども、今回もそうだったんですけれども、このデジタルのサービスが終了しますということで、いろいろ検討した結果、こんなにたくさん使っていらっしゃる方が大勢いらっしゃるということが私どもにわかったという。もともとNTTさんはわかっていたかもしれないけれども、数年前に考えていたよりは非常にもっと大きかったということがあったと思います。そこはやっぱりきちんと現状どうなのかというところは検証していただいて、こういうサービスだから、別にそれが終了しても次にすつと行けるでしょうと、我々が思っても、実はそうじゃないということもあると思っておりますので、まずルールを当

ではめるかどうかの検討のときには、まず現状をきちんと検証していただくということと、もう一つは、何が終了するのかということをしてできるだけ早く示していただいて、それぞれそれを利用している人たちも自分で考えることができるようにという、そのタイミングの早さもまた必要ではないかなと思いました。

○酒井主査 何か特にございますか。よろしいですか。

今、皆様からいろいろ意見伺ったんですが、確かに中小企業連合中央会の方が、呼ばれたおかげでこういうことがわかったという話ですけれども、もしかしたら呼びしていないところもあるのかも。全部はわからないので、そういう意味では、こういうサービスを終了するという事は結構大きなことだなという気がいたします。ほんとうの理想のネットワークは、そういうサービスを終了しても、そんなものは利用者から何にもわからないでいつの間にか変わって、サービスになるとさすがにそういうわけにいかないかもしれませんけれども、ほとんど同じような提供をされて、利用者は全く見えないということが一番いいとは思うんですけれども、そこはそこまで行っておりませんので、きちんとやっていく必要があると思います。

ルール化につきましても、何らかの形で、こういうものについてはこういう形のルールということで、何でもかんでも承認が必要だというわけじゃなくて、そこをうまくつくるところは結構難しいのかなとは思いましたけれども、そういう方向でいいのかなと思っております。

それでは、特にないようでしたら、若干早いんですけれども、これで終了させていただきます。

そう強くこれについてこうしろという議論はなかったと思いますけれども、取りまとめ（案）の最終的なまとめ、修正等につきましては、私にご一任いただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○酒井主査 それでは、取りまとめ（案）につきましては私のほうで預らせていただいて、後日委員会に報告させていただきたいと思えます。

本ワーキンググループにおきまして、7月以降、計4回でINSネットのデジタル通信モードの終了に伴う対応について、これを議論として、NTTに対する質問・指摘、当該質問・指摘に関するNTTからの回答、ワーキンググループにご出席いただいた各関係団体・企業からのご意見等を踏まえて、委員間での議論を中心に行ってまいりまし

た。

こうした議論を通じて、引き続きINSネットの終了に関する調整を進めていくに当たり、NTTが留意すべき点につきまして整理いたしました。

NTTにおかれても、これらの留意点を踏まえて、今後も引き続き調整を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、先ほど事務局からも説明がありましたとおり、今後の取り組み状況等につきましては、本ワーキンググループにおいて、NTT東日本・西日本からの報告や各利用団体・企業からの意見聴取等を通じて随時確認していきたいと考えております。

また本ワーキンググループにおきましては、これまでの検討の結果を踏まえながら、他の事業者によって十分に提供されないような電気通信サービス、こういったものを終了しようとする場合に当てはめるべきルール の在り方、これについて議論を行いまして、サービスの終了に先立って、代替サービスの確保や一般的周知の実施など、総務省において事業者による利用者利益の保護に関する取り組み状況等をあらかじめ確認すること等、当該サービスの全部又は一部の終了に向けた適切な取組の確保に関するルールの導入に関する検討を行うということが適当である等の整理を行いました。

この内容をもとに、今後委員会での議論が進められていくこととなりますので、委員の皆様と事務局におかれては引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、これで本日の議題は終わりましたけれども、その他委員の皆様から、あるいは企業の方からでも結構ですけれども、何かご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

特によろしいですか。企業の方からも。

それでは、どうもありがとうございました。これで本日のワーキンググループは終わりにいたします。じゃあ、最後に事務局のほうからご連絡をお願いいたします。

○宮野事業政策課補佐 先ほど酒井主査からお話がありましたとおり、本取りまとめ(案)につきましては、主査からのご指示のもと、必要に応じて修正等を行いまして、後日委員会におけるご報告・ご議論をいただく予定となっております。委員の皆様におかれましては、委員会の日程について事務局より別途お知らせをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○酒井主査 それでは、本日は終了いたします。どうもありがとうございました。

以上